

資料 1

令和2年度 行財政改革推進委員会



第1回 2020.8.27(木)

琴浦町

○ 目次

1 行財政改革の推進目的	2 ページ
2 令和2年度行財政改革取組事項	3 ページ
3 公の施設の使用料	5 ページ

1 行財政改革の推進目的

(1) 行財政改革の目的

人口減少時代にあっても、質の高い住民サービスを提供する。

(2) 基本方針

① 情報共有の徹底

・ 納税者であり、受益者である町民と行政の情報、町民のニーズの情報共有を徹底する。

② 財政構造改革

・ 住民サービスの手法を効果的、効率的な手法へ見直す
・ 事業レビューでの町民評価による、住民の福祉の向上のための手法（事業）の見直し

③ 行政体制改革

・ 少ない職員で効率的に事務を処理する体制づくり（ICT、AI技術の導入など）
・ 民間活力の導入（質の高いサービス実施者は誰であるのか）

2-1 令和2年度の取組事項

(1) 事業レビューの実施

開催日：① 11月14日(土)AM・PM ② 11月21日(土)AM

対象事業：7事業程度

(2) アクションプランの推進

○オータムレビューの実施（10月）

・行政内部で上期終了時点の進捗状況、追加検討事項をヒアリング

○行財政改革推進委員会による外部評価、意見（12月）

(3) 公の施設の使用料の見直し

○令和4年度からの適用に向け公の施設の使用料の見直しを進めます。

○使用料方針案、改定使用料案を作成し、利用者などからの意見を踏まえた最終決定を行います。

○予定スケジュール

・令和2年度：方針案、改定使用料案の作成

・令和3年度：パブリックコメントとその意見を検証、改定使用料等の周知

・令和4年度：改定使用料の適用

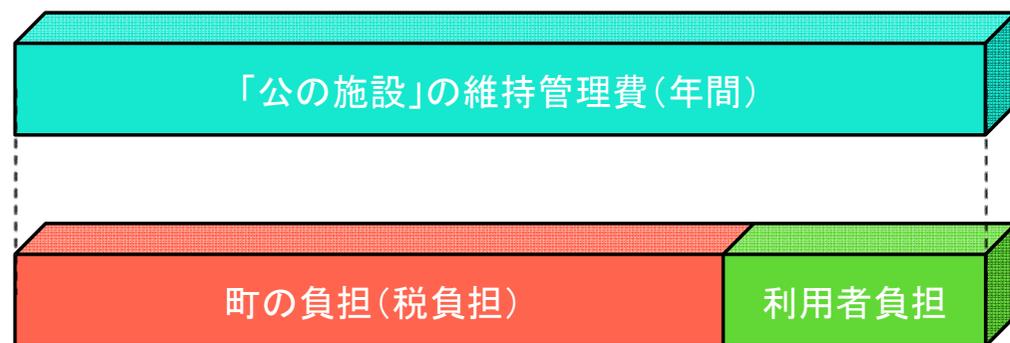
2-2 令和2年度の取組事項（スケジュール）

	8月	9月	10月	11月	12月	1月以降
行革委員会	●第1回（8/27） ・事業レビューの事業選考				●第2回（12月下旬） ・事業レビュー結果報告 ・アクションプラン進捗状況	●第4回 ・アクションプランについて（R2取組結果、R3取組） ・使用料見直しについて（試算額、基本方針案）
事業レビュー	●対象事業の決定	町民評価員の募集	●町民評価員研修 10/25(日)AM ※参考 10/25(日)PM 自分ごと化会議町民研修	●事業レビュー ①11/14(土)全日 ②11/21(土)AM ※参考 11/21(土)PM 自分ごと化会議①	※参考 自分ごと化会議②	※参考 自分ごと化会議③・④
サマーレビュー （内部）			●オータムレビュー ・アクションプラン等のヒアリング （進捗、追加項目の検討）			
使用料見直し	・方針案の作成 ・改訂使用料の試算					委員会意見

※自分ごと化会議：テーマ「公共交通」

3-1 公の施設の使用料（使用料の考え方）

● 「公の施設」の維持管理費は誰が負担しているのか？



施設を実際に利用していない町民が支払う税金でも負担
(みんなで使う施設なので、みんなで負担する。)

※「公の施設」とは？

町が所有する住民が利用することができる住民のための施設
<参考>役場本庁舎は、「公の施設」ではありません。

【参考】地方自治法第244条第1項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

■「公の施設」の例

体育館、運動場、図書館、文化会館、公民館、
コミュニティセンター、公園、道路、学校、
こども園 など

「税負担」と「利用者負担」の負担割合は、利用する人と、利用しない人が使用料の考え方を理解できるものか？

■ポイント

- ・行政は、どのような考え方で利用料を設定しているのかを説明できるものでなくてはなりません。
- ・建設した当時から、まちの状況は変化し、民間で運営される施設サービスも現れています。
行政が安価な利用料で運営することで、民間事業者の事業参入を阻害していないかという点も考慮しなくてはなりません。
- ・行政は、サービスに係る原価（維持管理費等）の削減、町民の利用満足度や施設稼働率の向上など、可能な限り努力が必要です。

3-2 公の施設の使用料（琴浦町の現状）

※別添参考資料を参照

① 建設時に設定した使用料から基本的な見直しが行われていません。

- ・ 当時の使用料設定根拠が現在となっては、不明瞭な状況です。（設定当初の料金根拠が他の同様施設の使用料を参考とした設定など）
- ・ 物価、維持管理費の上昇などが未反映となっています。
⇒ 社会・経済情勢なども変化します。そのため、利用者負担を求めるのであれば、一定のサイクルで見直しが必要です。

② 町外利用者に対する割増率が施設ごとで統一されていません。

- ・ 割増率が「無し」、「1.5倍」、「2.0倍」と統一がされていません。 ⇒ ルールを統一する必要があります。
※ 町民が利用していない時間は、町外者の利用を促すことで、使用料収入を確保することもできます。
町外利用者との利用料金に差を設けない場合、町民が優先的に利用できるよう利用申込に差を設けるなどの工夫も必要です。

③ 「夜間」、「休日」、「冷暖房設備」、「営利目的」の使用に対する割増しの有無などが統一されていません。

⇒ 町の「公の施設」の使用料について、統一的なルールの検討が必要です。

④ 施設ごとに「回」、「時間」など料金設定単位が異なります。

- ・ 1時間の利用であっても、その利用により、半日は他の利用者が利用できなくなります。（半日単位で影響）
⇒ 実際の運用に適した単位へ見直すことが必要です。

⑤ 使用料の減額、免除の規定が施設ごとで異なっており、町として統一されていません。

- ・ 年間約8百万円の使用料を減額、免除していますが、減額、免除の運用について施設ごとで異なっています。
- ・ 減免の割合も「1/3」、「1/2」、「2/3」、「10/10」と施設ごとで異なっています。
※ 減額、免除は、政策的に必要なものもあります。
- ・ 「負担割合」（資料3-3を参照）を設ける場合、設定する使用料はすでに目的に応じた利用者の負担軽減は行われていることとなります。
⇒ 減額、免除の運用について、統一的なルールの検討が必要です。

3-3 公の施設の使用料（税負担の考え方）

行政サービスをつぎの2つの視点から分類し、その分類ごとに町(税)の負担割合を設定し、使用料を決定する検討します。

【視点①】 「必需的なものか」 日常生活上の必需性（必需的か必需的か）

必需的：日常生活を送る上で、大半の町民が必要とするサービス

[例] 斎場（町民誰もが死を迎える時が訪れますが、その際には、斎場はみんなが利用します。）

選択的：生活や余暇をより快適で潤いのあるものとして特定町民に利益を提供するサービス

[例] トレーニングルーム（誰でも利用できる施設ですが、利用するのは、個人の趣向に委ねられます。）

【視点②】 「市場的なものか」 民間による提供の可能性（市場的か非市場的か）

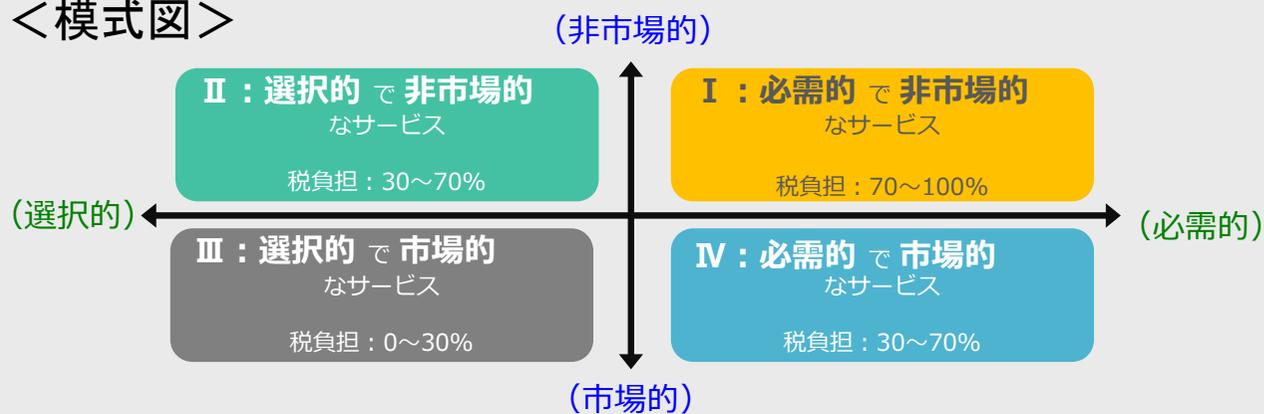
市場的：民間でも提供されており、行政と民間とが競合するサービス

[例] トレーニングルーム（行政が施設を設置しなくても、民間の商売として成り立っている施設）

非市場的：民間では提供されない、主として行政が提供するサービス

[例] 公園（民間では、収益が見込めないためサービス提供されていないが、住民のより良い生活のために必要な公の施設）

<模式図>

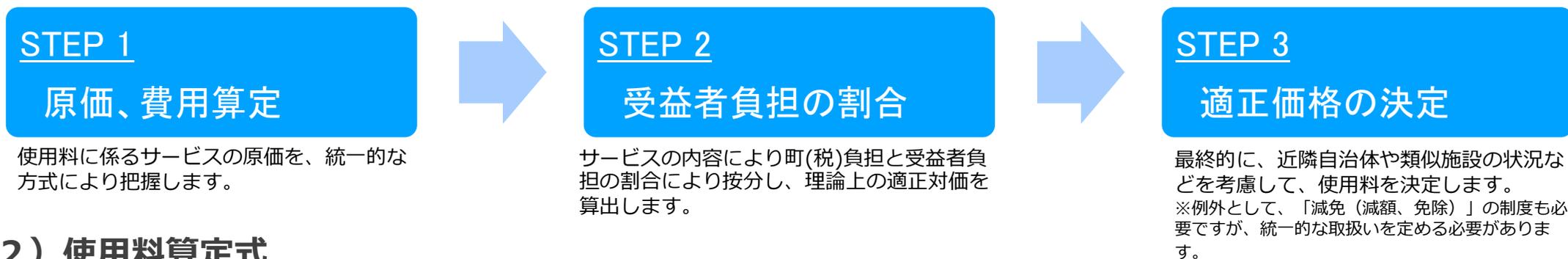


■ポイント

- ①みんなが使う必要性(必需性)が高いものは、町(税)の負担割合を高くします。
- ②民間で提供できないもの(非市場的なものは、町(税)の負担割合を高くします。

3-4 公の施設の使用料（算定方法案）

(1) 使用料算定の流れ



(2) 使用料算定式

$$\text{使用料} = \text{STEP1 原価} \times \text{STEP2 受益者負担の割合 (\%)} \pm \text{STEP3 適正価格のための調整額}$$

(3) その他検討事項

- 建設費用（減価償却費）、建物の性能を回復する費用（財産価値の増加にかかる経費）をサービスの原価に含め利用者へ負担を求めるか？
（「施設は、町民みんなの財産」のため、その取得、財産(資産)価値の増加となる経費は利用者負担としないこととするか？）
※建物は、違う使用目的に変更することも考えられます。
- 施設ごとに老朽化が異なり、老朽化している施設ほど修繕費用が高くなり維持管理費(サービス原価)が高くなります。
同種施設でも使用料が変わらないように、同種施設をグループ化し、統一した使用料設定とするか？
- 複数の部屋がある施設において、各部屋の施設の維持管理費が明確でない場合の按分方法
- 使用料の減免見直しや値上げにより、これまでの団体の活動が縮小することが想定されるため、その影響にも配慮が必要です。